令和6年度決算に基づく江戸川区健全化判断比率等審査実施要領

1 根拠法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第3条

2 審査の方針

区長からの審査依頼に基づき提出された、令和6年度決算に基づく健全化判 断比率及び算定の基礎となる関係書類について、財政課から説明を受け質問聴 取し、審査を行い、意見を付す。

3 審査の期間

令和7年8月上旬から令和7年9月上旬まで

4 審査に伴う概要説明聴取場所及び日程

監査委員室 令和7年8月8日(金) 午後1時30分より

5 審査の観点

- (1) 計数及び比率が適正に算定されているかを、決算数値等を基に確認する。
- (2) 健全化判断比率を基に健全化状況について分析する。

6 審査の実施通知及び関係資料の提出

江戸川区監査委員条例第4条の規定に基づき通知し、資料の提出を求める。

7 意見書の提出等

意見書は、監査委員協議会で決定後、令和7年第3回江戸川区議会定例会開催初日の1週間前に区長及び議長に提出する。

あわせて江戸川区ホームページに掲載する。

8 その他

必要な事項は監査委員が定める。